

憲法第二〇条第一項における「政治上の権力」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年五月十日

小川敏夫

参議院議長 斎藤十朗殿

憲法第二〇条第一項における「政治上の権力」に関する質問主意書

特定の宗教団体の主導により設立された政党に所属する者が内閣の構成員となっている。当該政党が特定宗教団体の指揮下にあるとするなら、宗教団体の政治的権力の行使に当たると思われるので、憲法上これを禁止する条項についてその詳細を明らかにする必要がある。

よって、次のとおり質問する。

- 一、憲法第二〇条第一項における、「政治上の権力」とはどのようなことか。具体的に示されたい。
- 二、憲法第六五条にいう「行政権」はこの「政治上の権力」に当たるか。見解を示されたい。

右質問する。